

第二十二回国会
衆議院

大蔵委員會議録第十五号

昭和三十年六月二日(木曜日)
午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事 加藤 高藏君 理事 内藤 友明君

理事 森下 國雄君 理事 大平 正芳君

理事 奥村 又十郎君 理事 春日 一幸君

宇都宮 徳馬君 杉浦 武雄君

坊 秀男君 前山房之助君

山本 勝山君 淺香 忠雄君

川野 芳満君 黒金 泰美君

小山 長規君 薄田 美朝君

古川 文吉君 石村 英雄君

石山 權作君 木原津 興志君

横山 利秋君 井上 良二君

川島 金次君 田万 廣文君

出席政府委員

国税庁長官 平田敬一郎君

委員外の出席者

大蔵事務官(主 崎谷 武男君

税務局税関部 税務課長)

大蔵事務官(銀 加治木俊道君

行局特殊金融 課長)

労働事務官(勞 有馬 元治君

政局労政課長)

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

五月三十一日

昭和三十年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(松原喜之次君外十二名提出、衆法第六号)

同日 揮発油税すえ置きに関する諸願(佐

々木史三君紹介)(第一三三二号)
国内産かんきつ原料の果実水に対する物品税撤廃に関する諸願(菅太郎君紹介)(第一三三三号)

六月一日

揮発油税すえ置きに関する諸願(今村等君紹介)(第一五〇四号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二五号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二六号)

地方道路税法(内閣提出第三一

号)

輸入品に対する内国消費税の徴収等

に関する法律案(内閣提出第三三

号)

国税徴収法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三四号)

砂糖消費税法(内閣提出第三五

号)

租税特別措置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第四一号)

関税定率法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第六〇号)

物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九八号)

昭和三十年の夏季の賞与に対する所

得税の臨時特例に関する法律案(松

原喜之次君外十二名提出、衆法第六

号)

○松原委員長 これより会議を開きま

まず連合審査会開会申入れについてお諮りいたします。農林水産委員会において審査中の砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案につきましては、当委員会において審査中の特殊物資納付金処理特別会計法案と密接な関係がありますので、農林水産委員会に対して連合審査会を開会するように申し入れたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさう決しました。

なお連合審査会開会の日時につきましては、両委員長の協議により定めることとなっておりますので、委員長に一任を願っております。

○淺香委員 議事進行。先週のとしか金曜日であつたと記憶しておりますが、私が、私から食糧庁に対して、輸入の小麦の数量に対して二十九年度並びに三

十年度の比較表を他を要求しておきました。また一昨日厚生、文部、農林の方へも要求いたしましたのが、厚生省だけはいまだ資料を入手したようなわけでありまして、特段の促進方を委員長において一つ御努力いただきま

すようお願いいたします。

○松原委員長 承知いたしました。なお淺香委員の要求がありますので、本日もしくは明後日の委員会に農林大臣の出席を求めて、交渉いたしております。

次に、一昨三十一日当委員会に審査

を付託されました昭和三十年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題として、提出者より提

案理由の説明を聴取いたします。横山利秋君。

昭和三十年の夏季の賞与に対する

所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十年の夏季の賞与に対す

る所得税の臨時特例に関する法

律

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項の規定に該当する個人が、昭和三十年六月一日から同年八月三十一日までの間に、同法の施行地において給与の支払をなす者(当該個人が同法第三十九条第一項又は第二項の規定により昭和三十年中の支給に係る給与につき提出した申告書の經由先たる給与の支払者をいう)から昭和三十年の夏季賞与(賞与のうち性質上六月一日から八月三十一日までに支払を受けるべきものをいう。以下同じ)及び夏季賞与の性質を有する給与(以下これを「夏季の賞与」と総称する)の支払を受ける場合において、当該夏季の賞与については、その金額の合計額のうち五千円(当該合計額が五千円に満たない場合は当該合計額)を限り、所得税を課さない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年六月一日以後の支払に係る夏季の賞与ですでに支払を受けたものについても適用する。

○横山委員 ただいま議題となりました昭和三十年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案について、両社会党を代表して、その提案の趣旨と内容について御説明申し上げます。

わが国の生活様式から、夏季におきましては、年末における同様特別に経費のかさむ事情もあり、これを考慮して、年末夏季賞与が支給されているのでありますが、近年俸給賃金は頭打ちの傾向にあり、定期昇給すらも門滑に行われず、一般給与生活者の生活事情は苦しいため、特にこれらの賞与に期待するところが大きいのであります。こういう事情で、これらの賞与のうちから税金が引き去られることは、低額所得者にとっては特に耐えがたいのであります。よって夏季賞与について五千円を限り所得税を免除して、幾分でもこれらの人々の生活を潤そうというのがこの法律案であります。

この法律案によつてどれほど減収になるかにつきましては、いろいろと推算できるものでありますが、おおむね六十億圓と見たらよろうと存じます。これによる減収に対する措置といたしましては、この法律が成立しましたならば、政府において所要の措置を講ずべきであり、この程度は何とか切り抜ける道もあると存するのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説
明は終了しました。本法案に対する質疑
は後日に譲ることといたします。

○松原委員長 次に、所得税法の一部
を改正する法律案外税制改正八法律案
を一括議題として、質疑を続行いたし
ます。石山権作君。

○石山委員 私は国税庁の方に退職手
当の件についてお尋ねしたいと思いま
す。

終戦以後、例の過度経済力集中排除
法、独禁法によりまして、おのおのの
大きな会社が分割されたのでございま
す。その結果、分割されたのを契機に
しまして、退職所当を形式上清算した
という場合もあつたのでございます。

しかしその後労働協約法が施行されま
して、前に清算されたものが継続する
というふうな労働協約を結んだ会社も
多々あるのでございますけれども、実
際最近のように退職者が出た場合、地
方の税務署においてはそれをば通算し
ない。集中排除法によつて分割された
前歴をば認めないという形によつて課
税をされていというふうな聞くので
ございす。その実態を一つお知らせ
願いたいと思ひます。

○平田政府委員 退職所得に対する税
額の計算方法につきまして、昨年度の
改正で、勤続年数を加味して控除額を
計算して、その上で税金を計算するよ
うに変わったわけでございす。その際
今の税法によりまして、就職してから
退職するまでの期間、それはもちろん
表面上解雇しますと、退職金をもら
う会社からということに一応なるわけ
でございす。従いまして、今御指摘の
ような場合にも、税法の一応の字句解

釈から行きますと、やはり新しい会社
に勤め出されましてから退職された
き、その年数によるというのが文理解
釈として一応成り立つわけでござ
いす。私どもも、今までは実はそ
の解釈で一応来ていたわけでござい
す。ところが最近になりまして、それ
ではどうも実際に合わない。お話を
うに、強制的に解散なり合併等が行
われて、その際に名目だけの退職金
はもらつてゐる。しかもそれがイン
フレで、ほとんどなきにひたさな
おる。そこであとの会社から退職金
を出す際に、それではいかにも父の毒だ
というので、前の会社の就職期間を通
算しまして退職金を出すという例があ
るようございす。そういう例の場
合にも、税法の文理解釈を厳密に行き
ますと、どうもちよつと拡張解釈する
のが無理なところもあるのでござい
す。しかしそういうふうな原因が非
常にばつきりしている。しかもいろ
ろなやむを得ない事情であとの会社か
ら退職金をもらつた場合、従いまして前
の期間を単純に通算いたしましてやる
ということが計算上非常に明らかに
なつておる場合におきましては、文理
解釈をあまり一方的にやるのも無理で
あらうと考えまして、最近その点につ
きまして、何らかの通算的なやり方を
やりまして、控除額を計算するとい
うことを目下検討いたしております。近
いうちに、なるべくそういう方向で実
際に合うようにいたしたいという考え
であります。御了承願ひます。

○石山委員 官庁と違ひまして、民間
の場合はいろいろな引き揚げのような
場合、たとえば樺太、朝鮮、こういう
ところからたくさんの人たちが引き揚

げたわけなんです、その場合の清算
の仕方は、実にあいまいなんです。階
級的に清算するとか、会社のポストに
よつて清算されて、それ以外は清算し
ないというのならわかるが、ある人には
した、ある人にはしない、それは証拠
が那邊にあるかということがわからな
いのです。それを一律に、分割され
たからといって、内容から言へば、人
的にも、会社の機構を見ましても、資
本は全然変わつていないわけですから、
それを法的な解釈によつて、たとえば昭和
十八年で打ち切られたとか二十年で打
ち切られたというようにしやうし定木
にやりまして、労働組合はそれを可と
認める、労使双方がそれを認める。こ
ういうふうになつた場合におきまして
でも、税務署の方々が法的な解釈で異
議があるというふうになりますと、非
常に気の毒に思ひます。特に安い時代
に、長い間働いて来て、終戦後のイン
フレによつて名目的なものを与えられ
たとしまして、法的には打ち切られ
る。しかしそれであつては、私は法のほ
んとうの精神は生きないと思ふ。特に
民間においては、年金その他がまだ確
立してありません。恩給も確立してお
りません。頼みになるのは退職手当一
つであります。それをば年限が加算さ
れないとするならば、長い間民間産業
育成のために働いて来た産業の人々に
も私は気の毒だと思ふのです。この
ところは当時の、終戦後の集中排除や
独禁法がしかれたああいふ混乱期にお
ける特別の境遇をよく考えられて、あ
たにか法的な解釈を下していただき

たい、私はこういうふうに要望しま
す。

それからもう一つお聞きしたいので
ございす。財産税の査定に関しま
して——財産税のみではないと思ひま
すが、税務署ではある種の密告制度を
ばやつておる、そうしてそれには報償
を出しておると聞いておりますが、ど
うでございすか。

○平田政府委員 現在におきまして
は、先ほどお答えいたしました通りで
ございまして、今までの解釈がやや形
式的な文理解釈に走り過ぎておるとい
う点がございすので、もう少し実態
を考へて、法の趣旨に合致し、しかも
非常に乱にわたるおそれのない限界に
おきまして、できるだけ実際に合うよ
うな常識的解釈をいたしまして、そう
して実情に合うようにいたしたいと思
ひます。

それからなお後段の問題でございま
すが、後段の問題につきましては、密
告制度と申しますか、一定の通報をし
た方に報償金を出す。また終戦後単に
財産税だけではなくて、全部の直接税
につきまして、実は司令部等の勸奨も
ありまして行なつてきた制度でありま
す。であります。どうもやりまし
結果相当の実効が上りました。が、一面
日本人の感情に合わないというところ
がございまして、昨年来この制度
を一切やめることにいたしました。報
償金を出して、そういうようなことを
やることはいたさないことになつたの
でございす。正義感に燃えた通報は
私もいたしたいと思ひますが、金ほし
さのための通報ということはやめるこ
とにいたしております。御了承願ひま
す。以前は単に財産税だけではござい

ませんで、法人税、所得税につきま
しても、こういう制度がございしたわ
けであります。

○石山委員 おやめになつたというこ
とは大へんよろしいのですが、前の契
約されておる事項が未解決になつてお
るのが私たちの周辺にあるわけでは
ないか、一生懸命働いてゐる全国の税
務関係の諸君から見れば、おすかの事
例だと思ふのですが、密告制度を非常
に重用して実績が上つた、そのために
栄転してしまつた。しかしその密告し
た人に対しては何ら解決をつけな
行つてしまつた。それがおとしから
続きまして、今年になつても何ら解決
がつかないというふうな面があるわけ
なんです。今年になつてもおやめに
なつたとなれば、そういうふうな中間
にいて一生懸命——あまり感心したこ
とではないと思ふけれども、この制度
を信じてやつた人に対してはどういう
措置がとられるものか、お伺ひした
い。

○平田政府委員 この制度は昨年度か
らやめたのでございす。が、昨年のた
しか三月三十一日以前と思ひますが、
それ以前にすでにそういう密告をされ
た方につきましては、そういう法律の
適用がございまして、そういう人々に
対する跡始末は、もちろんその当時の
法律に基づきまして、経過規定であ
る分につきましては、きちんとケリを
つけまして、それぞれ処理するとい
うことになつておりますので、その点御
了承願ひたいと思ひます。

○石山委員 この密告制度が私の周辺
で活用されたことは、山林の価格査定
において生まれたことであります。山

林というのは、御承知の通りどこでも
そうだと思うのですが、いなかへ入り
ますと、地図などは役に立ちません。
非常に膨大な面積を擁し、それが山林
地帯であつても、荒蕪地とか、あるいは
河川敷地に名目上なつておる。これ
が一県であれば割合に査定しやすいと
思うのですが、私の周辺にあつた密告
はつと九州、北は北海道まで各県に
わたつて山林を持つてゐるという密告
であります。農地解放はなされたけれ
ども、山林だけは解放にならない。そ
うして特にそういうふうな山林の主が
もうけていたというふうな事例がある
のでございますが、それに対して、何
か特別な財産の査定法を用いてやつて
おられるかどうか、伺いたいと思いま
す。

○平田政府委員 今のお話、密告との
関連の問題でございますか、それと
も、山林所得なり、あるいは富裕税の
調査自体を現在はどういう方法でやつ
てゐるかというお話でございますか、
私ちよつとお尋ねの趣旨がわかりかね
たのでございますが、山林につきまし
ては、特に大口の山林所有者につきま
しては、いろいろの方法で調査いた
し、特に、全国的にもできるだけ均衡
を得るようというので、国税庁にお
きまして、国税局を指導いたしました
で、大山林所有者の富裕税並びに所得
税の公平な査定ということには、非常
に努力いたしておるのでございます。
そういう場合におきましては、それぞ
れ必要に応じて、現場に出かけま
して調査する場合もございます。しか
しそういう方法は、経費等の関係がご
ざいますので、そういうことをしない
でも、いい範囲内におきましては、そ

いう方法とはらず、それ以外におきま
しては、そういう方法をとるといふこ
とで調査をいたしておる次第でござい
ます。お尋ねの趣旨があるいはよくわ
かつていないかと思ひますが……
○石山委員 これからも、財産取得の
ときにはいろいろ山林地所の問題にな
ると私は考へておりますので、いざご
のないうようにということをお考へ
になつていられると思ふけれども、山
林地帯の県では、これを非常に厳格に
考へてゐるものですか、特に私はそ
ういうことを要望してゐるわけでは
ありませんが、この前のときにも、私
はちよつと主税局の方にお尋ねしたの
ですが、一昨年あたりだと思ひますが、
偽造された印紙がはんらんしておつ
た。そういうような点では、国家の取
入に莫大な損害を与えたわけなんで、
その善後措置、その他がいまだにはつ
きり公表されておらない。非常に残念
なことです。国家にどのくらい損害
を与えたのか、国家がどういふよう
にして——あるいはある程度は認め
たでしょうか。先ほど善意においてや
つたというやり方と、善意との境目が
いろいろ論議せられていたようであり
ますが、いずれにしても、善意であれ、
悪意であれ、偽造印紙を使用して登記
した以上は、莫大な損害を国家に与え
ておる。それをどういふふうになつ
てゐるかというのを伺いたいと思ひ
ます。

○平田政府委員 この問題は、まず第
一は、不正をやつた人間の徹底的追及
ということが一番大事な問題だと思ひ
ますが、そういう点につきましては、
検察庁、警視庁ともだいい力を入れ

して、相当不正の摘発が行われたよう
に私は見ております。名前をあげるの
は恐縮ですが、主として登記所とか、
その他にだいたふそういう事犯があつた
ようでございます。そういうところに
つきましては、摘発すると同時に、そ
れぞれの各庁におきまして、今後にお
いてそのようなことがないように、重
要な警告なり訓示を發してやつてきた
ことと存じております。
それから歳入に及ぼす影響でござい
ますが、その後そういう不正の余地が
ないようないろいろな方法をさらに考
へたらどうかというので、先般主税局
長からも申し上げましたが、大口の登
録税を納めるような際には、印紙税で
納めるよりは、むしろ現金納付でやつ
た方がかゝつてはつきりしていいとい
うこともございまして、登録税の現金
納付の道を法制上も開くようにいたし
ました。最近これはこれまた利用され
てきておるようであります。そういう
方法で、制度としまして、できるだ
けこういうことがないようにいたした
わけでありまして、なお歳入に及ぼす影
響でございまして、これは、その当時
新聞等にも伝えられておりますけれど
も、その後ああいう偽造なり再使用が
大がかりに多いとは考へておりません。
印紙税の歳入の状況から考へまして
も、そう一時伝えられたような大さ
い額ではなかつたのではないかと考へ
られます。しかしこれは、率直に申しま
す、非常に精密な計算といふものは
その当時におきましてはなかなか困難
でございましたが、今も、非常に的確
な計算は困難な問題だと思つておりま
す。むしろあの当時、あまりにも関係し
た人が多くて、またケースが多かつた

もので、額としましては非常に
大きく言われたのではないかと、いふ
うに見ておる次第でございます。
それから、なお善意で偽造印紙を
買つてそれを使つた人の問題。これは
法律的にいろいろ問題がございまし
て、その点は前同主税局長が御説明申
し上げた通りだと思ひますが、それよ
りも、ああいうことが二度と起らない
ようにするということが何よりも大事
なことだと私は考へております。
今後とも、今申し上げましたような趣
旨を一そう徹底させまして、再びない
ようにいたしたいと存する次第でござ
います。

○石山委員 税関の方は来ておられま
すか。——最近の新聞を見ますと、貿
易がそろそろ頭打ちをしてきてゐると
いふふうにいわれております。今まで
の黒字は、国際価格が高くて、われわ
れの買いたががあつたから黒字だつた
が、だんだん赤字になる心配があると
かいふようなことをいわれております
が、やはり関税に對しましては、私た
ちは、日本の貿易のために非常に心配
してゐるわけなんです。その中におい
ても、最近の新聞を見ますと、ガット
加入が非常にまずいのだ、たとえば
ガットに加入しても、イギリスが三十
五カ条を適用する、こういうようなこと
を言つておるのでございますが、そこ
ら辺を一つ御説明願ひたいと思ひます。
○崎谷説明員 ただいまの御質問は、
ガットに加入しても、果して日本が関
税上どういふ利益を得られるかという
御質問と、イギリスについての御質問
だと思ひます。

第一の問題につきましては、ガット
に加入することによりまして、今まで

最惠国待遇を与えてゐる国もございま
すが、それがガットという条約によつ
てはつきり縛られる。事実上最惠国待
遇を与えております国はその通りでい
いわけでございまして、それが条約に
よつてはつきりする。それから、若干
の国が今まで最惠国待遇を日本に与え
ておりませんが、日本に對して、ほ
かの国と同じように低い税率を適用す
ることができると、これは確かに利点で
あると思ひます。そのために日本の輸
出の競争力が若干ふえて参りますの
で、貿易も伸びることを期待しており
ます。

なお、イギリスその他の国が三十五
カ条を援用するという問題につきましては、
は、そういうおそれが多分にはございま
すが、イギリスのごときは、今まで事
実上最惠国待遇を与えておりました
で、三十五カ条を援用して条約上の最惠
国待遇を日本に与へませんでも、事実
上今までの関係は持続してゐるものと
期待してあります。そのほか、日本の
ガット加入は認めるが、どうしても三
十五カ条を援用いたしまして、日本に對
して最惠国待遇を与へないという国が
出て参るおそれはございまして、それ
は、従来よりも改善されたということ
にはならないことは事実でございま
すけれども、従来よりさらに悪化したと
か、マイナスになつたといふことでも
ございせんので、この点は、交渉そ
の他で今後を期待いたします。けれど
も、さしあたりはやむを得ない国が若
干は出てくることは仕方がないことと
存じております。

○石山委員 この日本のガット加入に
ついて、四月か五月の中ごろだつたと
思ひますが、イギリスではそれに対

としては、この記事を読売の記者が
でっち上げるにつきましては、検査の

結果読売に情報を漏らしたいきさつは全然ない、従ってこの記事については、県としては責任を負い得ないのだという報告があったのでございます。われわれも読売の記事と報告書をつき

合して当時いろいろ調査したのでござ
います、この記事は報告書の内容と
ある点においては似ておりますが、あ
る点においては全然推測にすぎないとい
う点が多々ございまして、結局のと

ころ、説売の記者がふだんからよく勉強しておって、いろいろな連中から情報を集めて、結局検査の結果こういう示達があつたのであらうというふうな推測を下して書き上げた記事であらう

と云うふうな指定をいたしているのではありません。千葉の労金に対する検査の結果が新聞等に漏れましたいきさつは、以上申し上げました通りでございます。

○有馬説明員 検査の結果を直接本省へ呼びつけて、県と理事受とを商量して、県と理事受とを協議する。わがわが本省に呼んで、労政局長より直接手渡した。こういうことは毎回やっているのだから、ごさいますか。

たことは異例でございまして、千葉の場合が初めてのことでございます。それは当時千葉の労金の理事長でございまして横銭氏の選挙違反事件の調査が警察の手で進められておりましたの

で、われわれとしましては、現地では示達するということにつきましては適切でない、また当時金庫に対して反対派のいろいろな動きもございましたので、現地において示達するのは適

聞いていても、そういうふうな印象を受けてなりません。こうなりますと、

今回の問題を機会にして、機軸を変えてみるというふうなことを労政当局では考えておられるかどうか。

○有馬説明員 県に検査というふうな仕事をタッチさせるので、こういう機

密が漏洩するんだというふうな御意見
であろうと思います。従つて県から検
査権限を引き上げろというふうな御意
見にもあるいはなるかと思いますが、
私どももこの金庫の検査につきまして

は、一昨年来大蔵省の指導のもとに、ようやく検査の概念をつかんで実施に移った段階でございます、第一線の県におきましては、いろいろとふなれな点とか、あるいは不手ぎわの点が現

かしながら、検査の技術的な面についてはそういうことが言えまでも、検査が漏れるということは絶対にないようにとすることは、初めから嚴重に県庁というふうな指導してはるりでござい

ざいまして、千葉の例のように、検査の結果をめぐって一部の新聞に記事が漏れるということは、これは結果としては非常に遺憾なことだと考えております。しかしながら、このケースをと

らえて、すぐに県から検査権限を召し上げるというふうなことは、現在のところわれわれとしては考えておりません。こういう事件に通じまして、さ

いたしまして、さらに検査技術のまづい点、あるいは不手ぎわな点は今後十分指導して参りたいと思います。

○石山委員 労働金庫に対する皆さんの指導の中には、金庫は政治的な勢力

[illegible]

ないようには私は要望したい。

もう一つは、この千葉県の労働当局に対して、あなたの方では何か特別の注意や何かをなされたか、またこれを契機にして、地方の労働課に特別の何か示達をなされたかどうか、こういう点をお話し願いたい。

○有馬説明員 第一点の問題は、こういうことだろと思ひますが、若干弁解といひますか、御説明いたしたいと思ひます。昨年度の労働金の検査計画は、検査の第一年度としまして、計画が全体として年度末にずれまして、第四・四半期に検査が比較的多く行われたのでございまして。従つて総選挙、地方選挙の時期とたまたまダブつたのでございまして、これは前もって計画を進めておつたのが、計画全体として若干第四・四半期に集中した。それがたまたま総選挙、地方選挙の時期にぶつかったというのにすぎないので、その辺は、故意にわれわれがこういう計画を初めから持ったというのではないというふうに御理解願ひたいと思ひます。

さらに千葉県の具体的な指導でございしますが、この事件のすぐ翌日から、千葉県の副知事に、こういつた事例が結果として起らないように厳重な警告を發しておきました。また全国的にもこの事例はまだほかに若干あります、そういう事例を取り上げて、厳重に警告を發する予定にしております。

○石山委員 先ほど私は、知事に権限をゆだねる点をあなたにお問ひしたのですが、ほんとうは労働課長あたりに問ひ方があるはいいかもしれませんが、これも契機にして、金融機関の本来である大蔵省に労働金庫の指

導育成を移譲しようというふうなことを考えられませんか。

○有馬説明員 お尋ねの点がちよつとはつきりいたしかねますが、検査の権限だけを大蔵省に一本にしと、こういう御意見ですか。それとも労働金に対する指導面も含めて、現在の共管体制を大蔵省の専管に移せ、こういう御意見でありますか——私からそういう重大な答えはしにくいのでございまして、現行法も各党派共同一致でできた議員立法でございまして、現行法のもとで十分育成指導ができるものと考えております。

○石山委員 今回の事件、それから先ほどの第四・四半期に検査が集中的に行われたこと、これは労働省その他が実際の労働組合の気持というものにタッチしているならば、何も故意に選挙期間に無理に強行するという手はないのだ。これを強行しなければならぬというところ、政治的中立をば逆に政治の中に巻き込んだということになりかねない。これは、労働行政をば政治的に運営しようとする労働省の役人さんたちの意図がほの見えるような気がしてなりません。ですから、もちはもち屋にまかせ、この際労働行政の政治的な運営とは別個に切り離して、金融機関としての育成監督が必要ではないかというふうに考えられてならないのでございまして。これはあなたと討論するのでなく、大蔵省あるいは労働省でもよろしく御研究を願ひたい。またわれわれ労働金庫側としても、この点を機会にいたしまして、いかにして政治的中立を守りながら、労働運動の中に労働金庫を育成発展させるかということについていろいろ考えてみたいと思ひます。

○松原委員長 春日一幸君。○春日委員 昨年の暮れの大本蔵委員会におきまして、中小企業金融公庫の融資対象の中に映画館を加へるという議決が行われました。それはたゞし映画館の防火設備、衛生設備に限つて対象にしろという委員会の決議が行われまして、当時大臣の答弁も、もとより国会の意思であるから、十分尊重してこれを実行しようということになつております。申し上げるまでもなく映画館は、特に最近におきましては、ニュース映画、あるいは文化映画、教育映画等を通じて社会教育にもはなはだ貢献している面もありましようし、わけて健全レクリエーションとして堅実な事業であることは疑いをいれないところであると思ひわけでありまして、ところが映画館に對しましては、娯楽機関という一般通俗的な概念から、金融機関においても非常に低いところにおります。わけて公けのそういう資金的な援助も受けられないような立場にありますが、これは、はなはだ不当なことではなからうかと思ひのであります。われわれは社会的に貢献しておりますという機関に、国の金融機関を通じて援助の手を差し伸べるということとは当然なことと思ひます。しかもこれは、入場税その他を通じてそれぞれ国の財政収入の重要な分野を担当しております。いづれにいたしましても、これは委員会の決議なんだから、その国会の

意思を尊重するという大臣答弁が誠実なものであるならば、当然すみやかにそういう行政措置を講ぜられなければならぬと思ひが、本日それはどういふふうな経過をたどつてゐるか、これに對して答弁を願ひます。

○加治木説明員 お話の点、われわれの方でもその後検討を加えておりますし、またこちらで御決議になつた経緯もよく存じておるのでありますが、決議に對してどう考えるかということであれば、私が御答弁申し上げるのはあつたであつたかと思ひますが、ただわれわれが事務的に検討いたしましたところを披露させていただきます。われわれとしては、中小公庫の融資対象として映画館を取り入れていいという結論にはまだ達しておりません。その理由としては、まず、単純な娯楽機関というふうな考え方、これを律するのは適當でないというお話です。また、映画というものが果してすべて文化的な価値を持ったものであるか、あるいは健全娯楽と考へていいものかどうかという点については、私ではちよつと判断はつきかねますが、いづれにしても、今のところ中小公庫の資金は、努力はしておりますが、すべての中小企業者にまんべんなく供給するほど十分でないであります。従つて最も緊要度の高いものから順次取り上げて御不便をかけないように配慮するといふような配慮を加へざるを得ないのであります。そういう意味におきましては、今のところ娯楽機関といふものは一応われわれはすべて対象外にいたしております。なるほど要請されては防火、衛生とか通風、あるいは防火、そういう観点からの特殊な

資金のようでありませうけれども、もし娯楽機関であつても、防火なり、あるいは衛生施設の観点から必要な資金であれば貸さなければならぬといふように決定いたしますとすれば、他の機関についてもやはりそういう防火なり、あるいは衛生の見地から同様に見てやらなければならぬといふふうな考えざるを得なくなるのではないかと、一応今のところ、われわれとしてはまだ結論に達しておりませんが、やや否定的な見解を持っております。これはきわめて事務的な見解であります。

○春日委員 課長にこういう問題について答弁を求めるといふことは、はなはだ適切ではないかもしれませんが、ただだけ戒告をしておきます。あなたは今あるか、私はまだ結論を得ていないと言ひけれども、本日映画が健全娯楽だといふような官更といふものは、はなはだ不穩當な官更と申さなければならぬのであります。映画館といふものは、今ニュース映画、文化映画、その他健全レクリエーションのトップを行くものである。これをなほ懷疑的な言辭をあえて吐くといふようなこととは、あなたの頭腦を疑わざるを得ないと思ひのであります。よく慎重に各資料を調べて、もう少し勉強されることをお勧めしておきます。

それからもう一つは、そういう結論に到達してはいないといふ理論を述べられましたが、政府といふものは、国会の意思に基いて行政を運営していかなければならぬのであります。国会は映画館を健全娯楽と認定

し、しこうして、なかんずくその全面的な施設を對象とするのではなく、中小企業金融公庫の資金源が今充足されてゐる段階でないで、従つて映画館の中の特に防火設備、それから衛生設備、これは大衆が絶えずそれを利用する立場において、防火設備に遺漏があれば人命に危険をもたらすものであり、不衛生であればそのまま国民に悪い影響を及ぼすと存せられる。彼らが資金を得られないために、そういう危険な状態に置かれてゐるものなしとしない。だから、そういうものが融資の申請を行なつた場合には、やはりこれを對象として貸し出してやつた方がいだらう、こういう認定を国会が行なつてゐるのです。本委員会が満場一致でもつて行なつてゐる。従つて満場一致で行なつた国会の意思に対してあなた方がかくの批判を行うというとは、これは申すまでもなく国会に対する反逆である。そういうような官吏の存在は日本国政府の中においては許されないとこの際一言申し上げておきたい。

それからもう一つ。あなたは判断を誤まつておられる。貸さなければならぬといふれば、他にまたいろいろなものに貸さなければならぬことになる。言われるが、金融といふものはそういうものではない。すなわち利用者としての對象を追加するといふことは、貸すことができるということであつて、貸さなければならぬというような規定を本委員会がしようというような考へ方はもとよりないのであり、またあなた方の政令も、法律も、そんな貸さなければならぬというような条項は、一カ条もない。だからそういうように

詭弁を弄して国会の正しい論理をあやまたしむるような答弁を行うといふことは、まことにもつてのほかである。いづれにいたしましても、あなたの御答弁はピンからキリまではなはだなつていないし、大蔵委員会が満場一致でもつて決議した事柄が、本日半蔵を了せんとしたての御答弁が実施されてないといふことは、政府の怠慢はなはだしきものであると思ふし、當時その決議に対する大蔵大臣の答弁も、国会の御決議でありまする限り、その意思を尊重して云々、こういうことを言つておつたにもかかわらず、これまた本日までの措置が行われてないといふことは、これは大臣の政治的責任を問わなければならぬ問題にもなるうかと思ひますが、いづれお歸りになりまして、河野銀行局長、藤枝泉介、こういう連中に一つ相談されて――泉介もこの問題については賛成をされた一人でありますから、どうか大蔵委員会の決議がすみやかに実施されるよう、あなたも事務的に促進されるよう強く要望いたします。

次で国税庁長官に、まだ五分ばかり時間があるようでありますから、この前懸案になつておりました一つの問題を解決したいと思ひます。あの幼稚園に對する所得課税の問題は、従来どういう工合になつておりましたか、昭和二十九年年度からこれが變つたやうでありますけれども、それはどういふ工合に現在變つておりましたか、幼稚園といたし、保育園といたし、これは社会的にもまた教育的にもはなはだ大きい任務を持つております。こういうものに對する課税措置は、それぞれ政治的な配慮が加えられなければならぬと思ふのでありますが、二十九年度以前はどういうぐあひに取り扱われておつたか、二十九年度以後においてはどういふ工合に変更されたのか、それを一つ御答弁願ひたい。

○平田政府委員 その前に、たしか前會調査してお答えすることがございまして、昭和二十九年分の予定申告で減額承認申請をされた納税者が十六万六千人ございます。それに対して、全部または一部でございまして、主張をいれまして、減額の扱いをいたしておりました。前會のどのぐあひの状況かというお尋ねでございまして、この機会に御報告申し上げます。

○春日委員 ちょっとわかりませんが……

○平田政府委員 二十九年度の六月前の実績よりも低い額で申告したい、予定納税額よりも低い額で申告したいといふので、減額の承認申請をされた方が……

○春日委員 幼稚園ですか。

○平田政府委員 いや、これは別の問題でございまして。前會お尋ねがございましたので……

○春日委員 資料で出して下さいませんか。私はすべて文書で処理することにしてゐるから、一つ……

○平田政府委員 簡単にございまして、前、予定申告の際減額承認申請がどのくらいあるか、国税庁が申請したのを認めておるのがどういふ状況かというお尋ねがございまして、正確な数字は

この次調べましてお答えいたしますと申し上げておりましたが、その数字でございまして、十六万六千人が減額承認申請をなさいまして、そのうち十二万八千人の方々はそれぞれ減額したところによりまして予定納税額をきめるといふことにいたしました次第でございまして……

○春日委員 それでは幼稚園の問題はあとにしまして、その問題で一つ……だから私も申し上げておるのであります。少くとも全納税者の中で十六万人というものが、税務署がお知らせというものを提出したことに對して異議があるといふ減額申請を行なつた。そこで調べてみると、その中の八割をこえるものがやはりその納税者の主張が正しかつた、こういうことに相なるのであります。これはまことに重大な事柄であります。これほどきつぱりに、お知らせするものがございまして、お知らせする数字であるといふことを証明する数字であると思ふのであります。従ひまして、このお知らせ制度たるや、十六万何千人の諸君が申請して、調べてみると、その中の八割まではなるほどあなたのおっしゃる通り減額せざるを得ないといふ。すなわち、納税者に対してとにかく不当な脅威を与え、徴税当局もかような煩瑣な手続をとらなければならぬといふような現行制度に對して、これは根本的な解決をはからなければならぬ。私がこの前質問いたしましたときに、ずばりな中学の教師が採点する場合の扇風機的方式を述べたことがありましたが、税務署のお知らせといふものが、あたかもそれに匹敵することをおの数字によつて証明されたやうなものであります。実情はそ

のやうな状態であり、さらに制度としては、法律に規定していないことがやられておるのであります。従つて、どうかこの数字からも、十分一つお知らせ制度がすでに法律違反であり、またその現実はこのやうな結果を得ておるといふこの事態にかんがみまして、すみやかに法律の範囲内に立ち戻れることを強く要望いたしまして、それから幼稚園に入ります。

幼稚園は、二十九年度以前は一体どういふぐあひな課税の方針が行われておつたか、その後はどういふふうになつておるか、御答弁を願ひます。

○平田政府委員 前段につきまして、あるいは私の説明がまずかつたのか、少し春日委員、問題を取り違えておられるやうでございまして。はなはだ恐縮ですが、もう一べん申し上げます。今申し上げましたのは、翌年分を一応予定で納める際には、前年の実績に基いてやるという制度になつておることは御承知の通りであります。この前年度の実績は、去年納税者から昨年分として御了承を得た額です。でありますから、本年になつて状況がいろいろな事情で悪くなつた、災害でよくなかつた、あるいは商売が著しく悪くなつたといふので、本年分としましては、これで予定納税をするのはつらい、それで本年分としましては、減額して予定納税したいからそれで納めさせてください、こういうのが減額承認申請でございまして。お知らせの問題とはちよつと違ひますので、それだけ申し上げまして御参考にしたいと思ひます。

それから幼稚園の問題につきましては、税法の建前といたしまして、幼稚園等でありまして文部省から正式の認

らう、こういう道が開かれてくるわけ
で、ございます。ところが法人にならな
いで、全く個人でやっておられる場合
におきましては、別に給料をもらうわ
けではございません。しかしそういう
人は、やはり学校の、一種の幼稚園の

経営によって、生活の資にしておられる方も全部ではないでしょうがある。そういう場合におきましては、その個人の生活に充てられる所得というものがやはりあるわけでありますから、従いまして、そういう面に対しましては、法人になりますと当然給与所得が課税されますが、法人になっていないと、課税の道がないことになっておかしい。やはり幼稚園の経営という一種の事業から所得を得て、それを使っていくということになりますから、全然非課税にすることは、私はやはり行き過ぎではないかと思ひます。そういう性質のものでございまして、あまり一生懸命になつてそういうものばかりを追つかけて回さないようにしろという意味でありましたら、私もそういうつもりで運用をはかつていいと思ひますけれども、はじめがついてはつきりなつた場合には、これを全然はつたらかしておくといいわけにはいかないものであると御了承願ひたいと思ひ次第であります。

○春日委員 この問題は全国に幾つあります。幼稚園当事者にとつても重大な事柄になつておりますので、この質疑応答を通じて一つ明瞭にしておきたいと思ひます。

そこで明確にしておきたいことは、今度の学校法人の制度がでる上る前は、幼稚園に対しては課税されていなかったのです。それは法律の根拠なくして課税されなかつた。長官の答弁によりますと、税務職員が未熟であつて、そういう方面に手が届かなかつたと答弁されておりますけれども、そういうようなことでは、これは許されなない。国会も政府も法律によらずこれを

見のがしてあるというのは、それはやはり幼稚園の持つておるところの社会的な教育的な任務を高く評価した結果であらうと思ひます。今長官が御答弁になりましたように、学校法人の制度が幼稚園にも及ぶことになる、学校法人にあらざる幼稚園は課税されなければならぬ。今度学校法人にあらざる幼稚園に対して課税が及ぶという新しい事態をここにたらしめて参りました。そのギャップをいかに徴税行政を通じて調整していくかということが問題の焦点でございまして、ギャップは二つあります。

その一つは非常に零細な幼稚園であつて、学校法人にならうと思つても学校法人の規格を具備し得ないというもののについては、課税するか課税しないか。今長官の答弁によりますと、そういう小さなものはなるべくとらえないように行政指導を行なつていきたいということでありまして、それは長官の一つのお考え方ではありますけれども、はつきりした法的な根拠を持たないで、末端税務署に浸透するかどうかは危ぶまれます。この問題も明確に願ひなければならぬと思ひます。

それからもう一つは、昭和二十九年におきましては、学校法人になつた幼稚園——これは五月になつたものも、十月になつたものもありましようけれども、そのなるまでの間の分に対して、その課税の及んでいないのがたくさんございまして、所得を追求されるものがたくさんございまして、ところがその経営者は、自分の財産を全部学校法人に寄付してしまつております。私立学校法第三章の学校法人によりまして、寄付された財産は、学校法人が後日解

散することありとも寄付者に帰属しないという規定がありますので、財産は全部学校法人にいつてしまふ。そしてその経過期間における所得は、本人に課税されてくる。こういうことになりまふと、本人は財産は全部学校法人に寄付して、税金だけ自分が納めなければならぬということになります。これは負担力がないという形に相なりまふ。負担力がない者に対して税金を課するということとは、これまた政治的に検討を加えなければならぬ。本来ならば、学校法人に寄付した場合に、それを損金とみなすとかなんといふような経過措置が私は当然考えられるべきであつたと思ひますが、学校法人に寄付した場合でも、それは損金に算入する制度がありませんので、従つて所得は所得、損金とは認められないといふことで、税金が学校法人に切りかえた人々に及ぶ。しかも彼らは納めようにもその税金の出どころがない。納めようと思へば借金しなければならぬし、そういう借金を背負えば、将来学校法人の経費の中に暗いものを作らなければならぬ、こういうことになつて思ひます。従いまして、私はこの少数——といつても全部では相当ありましようが、二十九年に学校法人に切りかえた人で、当該年度あるいはその前の所得、こういうものは累積されておりますから、そういうものに對しては、特に個人所得は追求しない、なぜかならば、そういう所得はあつたであらうが、そういう所得は机になり建物になり、土地を拡張することに使われて、しかもそれは全部学校法人の財産に帰属して、本人に帰属していないのだ。こういう事実認定の上

に立つて判断すれば、私はそういう経営者から税金を取らなくて、不均衡といふようなそしりを受けることはないと思ひます。

それで、以上申し上げました二つの問題、すなわち学校法人になり得ないような小さい幼稚園に対しては、今まで通りの方針で、税金をかけないといふ方針の確認、それから学校法人に切りかえたものの過年度における所得については、それが学校法人に寄付されたものである限り、制度的にはそれを損金とはみなさないけれども、特別の認定を行なつて、事実上の損金として、学校に寄付されておるならば、それを所得の中から控除する。こういうことによつて、今まで長年にわたつて幼稚園に対して国会と政府とによつて与えられたところのこの恩典を、そのまゝこの過渡期にそれが十分均霑するようになつていふことが十分均霑したいと思ひますが、長官の御所見はいかがでありますか。

○平田政府委員 前段の問題については、堅持としてはごもつともなところがいふん多いと思ひますが、お話を通りの気がついたり来ると思ひますが、たとえば服飾学校、洋裁学校といったような類似学校が実はたくさんございまして、そういう経営によりまして、相当な所得を上げ、あるいは個人的にも相当な生活をしておられる方も相当あることは御承知の通りでございます。こういう人々に対しては、学校法人だから課税しないといふことになりまふと、これはどうもやはりバランスがとれていない。幼稚園の場合でも、さつき申し上げましたよう

に、学校にちゃんとなりますと、給与所得の形で経営者に税がかかつてくる。ところがならないと、全然課税しないといふことになりまふと、自分の生活に充てる分が一つも所得税、市町村民税その他におきましても、課税の対象にならないといふことになつてしまつたのでは、ちよつと行き過ぎではなからうか。従いまして、あまり零細なものにつきましても、あまり追求はしないで、常識的な調査をやりました、納得いくくらいのところを納税してもらふといふような線くらいが、常識的には私は妥当なところではあるまいかといふふうに実は感ずるわけでございまして、そういう点、いろいろなお実態もさらに調べてみまして、できる限り皆様の御常識に反しないようなことになつて運用していきたいと思ひます。さつきちよつと私聞きましたところによりまして、たしか二十万前後の所得を得ておるといふように報告を受けたのでありますが、そのうちの所得でございまして、やはりちよつとした労働者でも大体そのくらいの所得がありますから、それくらい分の所得に対しては所得税を納めてもらふといふことは、たとえば幼稚園の経営者であつても、よく話せばおわかりになるのが多いのではないかとと思ひます。しかし今までのいきさつもございまして、また御趣旨もございまして、よく実態を調べまして、あまり常識上おかしいことにならぬように運用をはかつていきたいと存じます。

それから後段の問題は経過的な問題だと思ひますが、これは学校の施設を学校法人に寄付した場合に、特に譲渡所得税は課税しないことになつてお

りますので、財産から税を納めてもらふという場合は、学校にちゃんと納めた場合には、問題はない。問題は、その人の前の所得でございませう。学校になる前の所得でございませう。これがあとになって課税されて、その税金を納めるのに苦勞される、こういう問題がある。これは額がそれほど大きくないままに、寄付したところの財産を取りもどさなければならぬものである。かゝる實際はそういう程度に至らぬものが大部分だと思ひますが、その辺のところをよく調べて、あまり無理なことにはできないで済ましていきたいと思います。学校になる前の所得につきましては、これは所得自体が無理のないところでありませう。やはり建前上納めていただくはかたはなかりと思ひますが、その辺も実情をもつとよく調べて、できるだけ實際に合うように運用していききたいと思ひます。

○春日委員 實はただいまお話し申し上げましたように、慣習法でも申しませうか、幼稚園には課税しないというので、所得が累積されませんでした。その累積された所得は、これだけ幼稚園でもうかつたからこの校舎を建てた、今度累積された所得でいすを買った、机を買ったという工合に、不動産化されて、そうして今度学校法人法によつてそれを全部寄付しちゃつたわけですが、従ひまして、慣習法ではないにしても、今まで課税されなかつたというやうな点、その所得を全部物にかへ、かえたものを幼稚園に寄付してしまつた、それが今度所得に課税するといふ形になつて、税務署ではさかのぼつてその所得のものを追ひつていくといふ形になりますと、その累積された

ものを、税法でいけば五年間さかのぼることもできるでありませうし、そのなつてくると、今までかけないでよかったものが一ぺんに取られるといふ、いわばペテンにかつたやうな目にあつた諸君もたくさんあります。問題の存するのはそのとおりであります。従ひまして、そういうやうな、明らかに過去の個人営業、すなわち幼稚園営業によつて得た所得が学校施設にかへられて、しかもその学校施設が学校法人に寄付されてしまつた、こういう実際のものに對しては、税金が及ばないといふのが私は當然の措置であらうと思ひます。こういうやうなことがもし問題になるならば、この法人税法が審議されるときに、譲渡所得を非課税にしたと同じやうに、学校法人に寄付する場合に、これを損金として算入することができるといふ一項目を設ければよかつたのでありますが、あなた方もうかつかりし、われわれもうかつてあつて、當然になさねばならぬ処置を怠つたのでありますから、一つ償ひのために、措置で十分彼らに不当な負担の及ばないやうにお願いしたいと思ひます。

それから前段の学校法人たり得ない幼稚園を今後どうしていくかという問題であります。できるだけ深くしんしゃくを加えていくという長官の御答弁でございませう。とりあへずそれはそれでお願いするといひまして、ただ学校法人と個人営業との不均衡、それは、源泉徴収によつて一方は給与所得を納めている。片方は何も納めていないといふ点。これはしかし行政指導で、学校法人たる幼稚園にしてその従業員なり経営者がやはり給与所得を納めているといふやうなものについ

ては、税法上の不均衡といふやうな所しりも、これによつて解決できると思ひます。現実には幾らかの従業員、保母を置いて、その経営者がそういう経営をしております場合、彼らが良心的な措置をいたします場合、私がちよつと當つたところでは、その経営者たちは、学校法人でなくとも、やはり給与所得をいづれか納めてゐる、こういうのが相当たくさんございませう。納めてないものもありませうが、納めた分は、これは学校法人と権衡を保たれるわけでありませうから、すなわち学校法人になるまでの間、彼らがみづから給与所得を納めてゐる場合においては、今までの例によつて、とにかく所得税の補捉をできるだけ猶予していく。こういうやうな方法はおとり願ひしないものでありませうか、その点お伺ひしておきます。

○平田政府委員 前段につきましては、既往にさかのぼつておるやうなことはなかりと思ひますけれども、実情をよく調べて、酷苛にわたるやうなことはなかりに、取り調べた上で善処したいと思ひます。

それから後段の話につきましては、学校法人になりませんと、やはり個人の事業といふことに一応今のところなまりまして、そこに勤務しておられる経営者以外の人、これはもちろん月給は払われるでしょうから、源泉課税はちゃんといたしたいと思ひます。が、御本人自身の所得に對しましては、実は源泉課税するといひましては、能力なき社団から月給をもらつておるといふ場合、そういう法規を作れ

るか作れないか、これは私も多年そういう問題を研究してみたのでありますが、そういう場合には相互の責任関係がはつきりしないので、現在立法措置がとられていないのであります。今までのところは、法人でなければ、経営自体は個人の経営である。そうしてきますと、経営から生ずる所得は、これはやはりその他の事業所得——もちろん営業ではございませうが、その所得に課税する、そういう一種の法人でない特別の団体から代表者が月給をもらつていくことを認めることは、今までの理論的にもどうも限界がむづかしいので、その取扱ひをいたしていいわけではございませう。そういう道を今後どうするか、これは研究問題だと思ひますが、今のところによりまして、税を納めてもらつたとすれば、その他の事業所得として、御本人分だけは納めてもらはうほかないかと思ひます。今のお話、あるいは全体のことからいひまして、特にそういう点をやかましく調べるということもないと思ひます。その運用に當りましては、できるだけそういう気持ちでいきまして、徹底をはかりたいと思ひます。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明三日前午十時より大蔵、地方行政、運輸、建設四委員会の連合審査会を開会することといたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会